輸第13340号	化成肥料	DoubleWin 7－2－6（ダブルウイン7－2－6）	株式会社織田洋行	東京都足立区青井二丁目13番13号
輸第13341号	化成肥料	アミカ30	旭化学工業株式会社	大阪府大阪市東住吉区北田辺4丁目15番1号
輸第13342号	化成肥料	ほう素マンガン有機入り12－16－10－0.5－0.5	株式会社飯田商事	熊本県八代市郡築3番町12番地の4
輸第13343号	副産複合肥料	アミノ酸醗酵副産液乾燥肥料苦土入りV902	昭光通商アグリ株式会社	東京都港区芝公園二丁目4番1号
輸第13344号	副産複合肥料	アミノ酸副産肥料16－0－1	東海澱粉株式会社	静岡県静岡市葵区伝馬町24番地の15
輸第13345号	配合肥料	KM有機入り配合肥料01号	株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1
輸第13346号	配合肥料	テイデ	イシグロ農材株式会社	愛知県豊橋市若松町字若松146番地
輸第13347号	配合肥料	ベリ	イシグロ農材株式会社	愛知県豊橋市若松町字若松146番地
有効期間が6年であるもの登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第92590号	塩化加里	58.5塩化加里	株式会社日本海水	東京都中央区日本橋大伝馬町10番6号
生第92591号	化成肥料	SC高度化成533	有限会社サン・チャイルド	東京都杉並区成田東一丁目48番4号
生第92592号	化成肥料	尿素入り複合肥料922	日本肥糧株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号
生第92593号	化成肥料	旭東有機入り化成S10号	旭東肥料工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第92594号	化成肥料	高度化成肥料003号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号
生第92595号	化成肥料	化成肥料80号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号
生第92596号	化成肥料	清和有機入り化成550号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第92597号	鉱さいけい酸質肥料	粒状けい酸苦土アルカリ肥料1号	大洋化学工業株式会社	富山県小矢部市東福町10番8号
輸第13348号	硫酸アンモニア	硫安21.0	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号
輸第13349号	硫酸アンモニア	硫安21	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
輸第13350号	混合加里肥料	APPJK13MDG5	東洋グリーン株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目33番8号
輸第13351号	化成肥料	化成肥料0－5－50	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番1号
輸第13352号	化成肥料	UF大粒化成苦土入り1号	コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
輸第13353号	混合石灰肥料	粒状混合石灰肥料25H	谷商株式会社	兵庫県神戸市中央区海岸通4丁目3番13号ポートピル609号室

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字小爪字弓下五七、一〇三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をするごとができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡塙町大字板庭字広瀬八八、一四七の一、一四七の二、一四七の三、一四七の四、一九二の二、一九二の三、一九六、一九七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をするごとができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福島県いわき市小名浜上神白字片寄前一八の二、三六の二、三七の一、四一の三、五二の二、八五の一、八五の二、八六の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をするごとができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町白沢字阿多根一四二三の一、一四二三の二、一四二三の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をするごとができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）